

平成 2 2 年

第 2 回市議会定例会 議案第 8 号

函館市職員退職手当条例の一部改正について

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 6 月 1 1 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例

函館市職員退職手当条例（昭和 5 9 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 6 項第 4 号中「第 5 6 条の 2 第 3 項」を「第 5 6 条の 3 第 3 項」に改め、同条第 9 項第 1 号中「第 5 6 条の 2 第 1 項第 1 号イ」を「第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号イ」に改め、同項第 2 号中「第 5 6 条の 2 第 1 項第 1 号ロ」を「第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

雇用保険法の一部改正に伴い規定を整備するため